

令和4年度 第1回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会 議事録

日時：令和4年11月28日（月）18:30～20:30

場所：本庁舎6階 611・612・613

（高齢者支援課 野村課長）

第1回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。私は高齢者支援課長の野村と申します。

議事に入りますまで進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。まず開会にあたりまして、健康福祉部長大野よりご挨拶を申し上げます。

（健康福祉部 大野部長）

委員の皆様こんばんは。本日は皆様大変お忙しいところ、当協議会にご参加頂きまして誠にありがとうございます。現在のこの計画でございますけれども、昨年度からの3か年の計画となっておりまして、地域包括ケアシステムの構築と共に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進がより一層重要となってまいりますので、今年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいるところでございます。

本日はその具体的な取組の状況、また重層的支援体制整備事業の中身につきまして報告をさせていただきます。高知市といたしましては団塊の世代の方から75歳を超える2025年、更に団塊のジュニア世代の方も65歳以上となります2040年を見据えまして、地域ぐるみの支えあい作りを基本理念に掲げ、いきいきと安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる、そして多様なサービスを効果的に受けられることを目的としまして健康寿命の延伸、また社会参加や社会貢献が出来るお互いさまの関係づくりと言ったことの実現に向けて取り組んでいるところでございます。

将来的には市民の皆様お一人お一人、また町内会や自治会、ボランティア団体、NPOや社会福祉法人、事業者等々それぞれ役割を持たれまして様々な社会資源も活用しながら、市民生活を支える生活基盤としての地域社会の活性化をしていくと言った事が必要不可欠となってまいりますので、様々な分野の委員さんの専門的な見地からのご意見を頂戴しまして改善に繋げてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますけれども、開会にあたりまして私のご挨拶とさせていただきます。本日は宜しく申し上げます。

（高齢者支援課 野村課長）

委員の皆様の名簿につきましては、お手元の令和4年度第1回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会資料1ページに掲載しております。

資料の1ページ、名簿の2番目矢野様、10番目小笠原様、12番目川田様につきましては、本日ご欠席の連絡を頂いておりますので、ご報告させていただきます。続きまして、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

まず、事前にお配りさせて頂いております。令和4年度第1回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会次第、令和4年度第1回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会資料、別紙資料1高知市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度の取組状況）、黄色の冊子でケアマネジメント力向上に資する高知市介護支援専門員キャリアラダーモデル活用の手引き、A4サイズのカラーほおっちょけん相談窓口のチラシ、以上が本日の資料となっております。

お手元に資料が足りない方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

それではここで今回の推進協議会の開催趣旨を説明させていただきます。令和4年度第1回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会資料の2ページをご覧ください。今回の協議会は高知市高齢者保健福祉計画及び高知市介護保険事業計画の推進にあたり高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例第2条規定に基づく協議をして頂くために開催をするものです。

本日の会議は、まず介護保険特別会計決算、現計画の取組状況、地域福祉活動推進計画関連として重層的支援体制整備事業、特定施設整備検討の為の調査についてご説明をさせていただきます。この推進協議会は情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際には、まずお名前を仰って頂き、その後ご発言をお願いいたします。また録音の関係上、必ずマイクを通してご発言をお願いいたします。

それではここからは安田会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。安田会長、宜しくお願いします。

（安田会長）

座ったままで失礼いたしますが、これからの議事進行を務めます、高知大学の安田でございます。今日は事務局からの説明資料が結構分厚くて内容が盛り沢山ですので、もう早速議事に入らせて頂きます。コロナ禍での会議でありますので、予定より早く進行をし、早く終われるようにしたいと思います。

ではまず1番目が、次第に従いますが、1報告・協議事項のうちの（1）現計画の取組状況について、まず、介護保険事業特別会計決算についてという議題ですが、手元のこの本日の資料、通しでページ番号が振ってありますので、そのページ番号に則って資料が進んでいくと思います。スライドの番号が入っていたり、ページ番号が入っていたり、ちょっと見づらいところがありますけれども、通しの60何ページまでのページ番号に従って資料が説明されますのでページ番号を見ながらお聞きになって下さい。

まず最初の議題はページ番号の6ページからとなると思いますが、事務局の方、説明をお願いします。

(介護保険課 和田課長)

それでは私の方から最初の議題であります、介護保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。介護保険課長の和田でございます。宜しくお願いいたします。

資料の6ページでございます。一番上に書いております○で示しておりますが、令和3年度の特別会計決算額といたしまして315億5千万円余りと決算が組まれております。形式収支としましては、単純に歳入―歳出額といたしまして、6億1800万円余りの黒字となっております。その形式収支から翌年度の精算額を差し引きまして、実質的な黒字額といたしましては、2億5千万円となりました。従いまして、この2億5千万円の黒字から決算積立額という事で2億円を基金の方に積み立てを行っております。

右の方に移りまして、前年度との対比でございますが令和2年度の決算額が309億7千万円余りと、この令和2年度の決算額との対比で言いますと5億8200万円余りの増額という事で率にしまして1.9%の伸びとなっております。

下に書かれています表ですが、非常に細かくなっておりますけれども左側が歳入、右側が歳出となっております。歳出の方ですが一番メインとなりますのが、網掛けの2款・保険給付金、この保険給付金の289億8千万円が、令和3年度の保険給付金。伸び率として、1.6%となっております。内訳としましては、介護サービス等諸費が、268億5千万円余り、介護予防サービス等諸費が5億8900万円余りと。こちらそれぞれに2.1%、2%の伸びというので、歳出のほぼ全てがこの保険給付費に該当しております。

続きまして、次のページに行かさせていただきます。メインであります保険給付費の内訳、まずは第7期におけます保険介護給付費の計画値と実績値、その対比といえますか対計画の割合を計算いたしております。サービスごとにいろいろ細かく出ておりますけれども、左の方、(1)介護予防サービス・居宅サービスというくくりになっております。訪問看護でありますとか、通所介護、通所リハビリテーションといった、主に在宅のサービスのまとまりでございます。その下、(2)地域密着型サービス。こちらは定期巡回・随時対応型訪問介護看護、また、地域密着型通所介護、これは小規模な通所介護のことでございますが、その下、小規模多機能型居宅介護、また認知症対応型共同生活介護、グループホームのことでございます。そういったくくりで、地域密着型サービスと。その下、(3)施設サービスでございますが、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございます。それから、介護老人保健施設、老健ですね。そういった施設入所系のサービスのくくり。最後に介護予防支援、居宅介護支援、ケアマネジャーさんの費用にかかる給付費というまとめになってございます。

それで、右の方に対計画比ということで、計画値に、計画の額に対しての実績の割合を計算しておりますけれども、様々、100%を超えておりましたり、80%に留まっておったりする部分もございますけれども、網掛けで書いております、3か年計っていうところ、こちらを見てまいります。居宅サービスにつきましては、93.6%。(2)地域密着型サービス置きましては、94.6%、施設サービスについては、99.4%、居宅介護支援につきましては、102.9%と

いうところで、全て総合いたしまして、96.2%となっております。全体の介護給付費の、計画値と実績値の割合といたしましては、96.2%ということで、おおむね、計画通りの給付費に収まっているというふうに考えております。

それぞれの対計画比の数値につきましては、乖離があったりしますけれども、それぞれ相殺関係という風にも考えられまして、どちらかが上がれば、どちらかが下がるというふうなことで、全体的には、96.2%という数字になってきております。詳細範囲の分析につきましては、下の方に書かせていただいております。

続きまして8ページの方に参りまして、こちら第8期、今現在の計画期間の直近、令和3年度の計画値と実績値の比率でございます。こちら右の方、対計画比の令和3年度の部分、居宅サービスでは92.9%、地域密着では99.6%、施設は97.5%、居宅介護102.9%、全体としましては、96.7%と引き続き計画と対比しまして、実績も計画の範囲内という風に考えております。簡単ではございますが、決算についての説明は以上でございます。

(安田会長)

引き続き議事に従って事務局からのご説明をしていきます。次が資料の9ページからになりますけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についての説明ですね。事務局お願いします。

(保険医療課 川上主幹)

保険医療課の保健師の川上です。よろしくお願いたします。座って失礼いたします。私の方からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の概要と、それから令和3年度の実施状況について説明をさせていただきます。

資料の11ページをご覧ください。こちらの事業は、令和3年度から高知県の後期高齢者医療広域連合から、高知市が受託をしてやっている事業になります。受託の条件としましては、企画調整担当の医療専門職、それと地域担当の医療専門職を置くこととされていまして、高知市の方では企画調整担当を、国保を担当しています保険医療課、それから地域の担当を基幹型地域包括支援センターと、健康増進課、保険医療課の3課で担っています。この事業の特徴としましては、上の方にありますKDBシステム。これは、国保中央会が作ったシステムで、国保や後期高齢者医療の加入者の健診結果や、医療レセプト、それから介護認定等のデータが入ったシステムで、全国の市町村で活用できるシステムとなっております。このシステムを活用しまして、健康課題の分析をしたり、ハイリスク高齢者の選定をすることが企画調整担当の役割になっています。地域担当の医療専門職は、高齢者への支援ということで、ハイリスクアプローチ個別支援、それとポピュレーションアプローチ、通いの場への積極的な関与を行う事業になっています。

12ページをご覧ください。令和3年度の事業の実施状況になります。まず、ハイリスクアプローチです。健康状態不明者の把握と、糖尿病性腎症重症化予防に取り組みました。健

康状態不明者の把握につきましては、のちの基幹型地域包括支援センターが報告をさせていただきます。糖尿病性腎症重症化予防につきましては、大きく分けて2つの対象がいます。1つ目が治療中断。これは糖尿病の合併症とか、インスリンを使用していた方で、6か月以上糖尿病の治療中断をされている方。それと健診を受けて糖尿病のリスクが高いにもかかわらず、医療機関につながっていない未治療者を対象に保険医療課の保健師、管理栄養士が訪問して、医療機関受診を勧奨する事業になっています。令和3年度の結果としまして、65歳以上の国保と後期高齢者医療の加入者のデータをまとめました。治療中断者につきましては、39.1%が医療機関につながっています。未治療者は50.8%が医療機関につながりました。

2つ目の対象の高知県糖尿病性腎症透析予防強化事業につきましては、13ページをご覧ください。左半分が業務全体のフロー図になっています。こちらは高知県のモデル事業になりまして、モデル医療機関で糖尿病の治療をされている方で、本人同意が得られた方について、医療機関の方から保険者であります高知市に、診療情報提供があります。診療情報提供を受けましたら、医療機関と連携しながら、保険者として一緒に指導を行っていくというような事業になっております。令和2年度から実施している事業になりまして、令和3年度の実施は2か所のモデル病院と連携しまして、指導対象者は9人でした。

高知市の指導のポイントとしましては、医療機関との連携を重要視しまして、初回介入時には、必ず医療機関の指導に同席をします。その後は状況に応じて同席をしています。電話や訪問で医療機関での指導内容の理解度や実施状況の確認をしています。訪問につきましてはコロナ禍でなかなかできず、今年度からは保険医療課の方で携帯電話を購入しまして、公式LINEを登録し、そのLINEの電話で、ビデオ通話を使って面談をするように取り組んでいます。データが改善しているときは、一緒に取組成果を確認できたり、それから、悪化しているときには、対象者の方がかなりやっぱり落ち込みます。その落ち込みの気持ちに寄り添いながら、指導内容以上に頑張りすぎる方もいらっしゃいますので、そのことについてフォローしています。1クールが6か月と最初決められていたんですけど、終了後もご本人さんと医療機関に確認しながら、支援を継続しているところになります。

12ページにお戻り下さい。その結果なんですけど、令和3年度継続支援が9人いて、評価指標は介入前後の Δ eGFR値の差を見ています。この Δ eGFRについては下に※印の2のところに書いていますが、eGFR値と言うのが血液検査から推算する糸球体濾過量で、どれだけ腎臓が働いているかっていうのを見る値になるんですけど、その一年間の低下の速度を表したのが Δ eGFRになります。介入前後の差を見ているんですけど、評価対象者が5人で、改善が3人、維持が2人というような状況になっています。

次が14ページをご覧ください。ポピュレーションアプローチについてです。こちらの健康教育・健康相談、それと低栄養予防活動に取り組みました。健康教育の方は地域の通いの場、主にいきいきと百歳体操の会場の場が多かったんですけど、お世話役さんの協力が得られるところで健康長寿の秘訣をテーマに健康講座を実施しました。

15 ページをご覧ください。この健康長寿の秘訣ってというテーマにつきましては、令和2年度に地域を担当する3課の保健師でパワーポイントを数枚作りまして、共通した内容で健康講座が出来るようになっていています。健康長寿の阻害要因として大きく病気と老化を挙げまして、病気の中でも特に高知市に多い脳梗塞、その中でも高齢者に多い心源性脳梗塞について説明しまして、その要因となります心房細動を見つける為に自分で脈を測るという事を啓発しています。老化につきましては特に栄養ですね、高知市では10食品群の栄養チェックシートにチャレンジしてみませんかということを啓発をしています。

16 ページにその令和3年度の健康教育の実施状況が載っています。通いの場所が403くらいあって、その3割の126か所を目指してやったのですが、コロナの影響もあり目標の3割弱、35か所の実施に留まりました。

17 ページをご覧ください。今後の課題ですが、ハイリスクアプローチの拡大ということを掲げております。健診結果や質問票、レセプト情報等を組み合わせて、低栄養や口腔機能の低下等のハイリスク者を抽出し、必要な医療や介護予防事業へ繋ぐことを考えています。また、糖尿病性腎症以外の重症化リスクへの対応も検討をしています。以上になります。

(基幹型地域包括支援センター 関田副所長)

続きまして基幹型地域包括支援センターの方からいくつかの事業についてご報告をさせていただきます。私は基幹型地域包括支援センターの副所長の関田と言います。宜しくお願いいたします。それでは座って失礼します。

そしたら資料の方の19ページの方からご覧頂けたらと思います。まずいきいきと暮らし続けられるという項目の中から説明をさせていただきます。

20 ページをご覧ください。先程、保険医療課の方からも報告がありましたけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業につきまして、令和3年度に行いました健康状態不明者の全数訪問の結果についてまずご報告をさせていただきます。

21 ページをお願いいたします。実施報告ということで一番目に事業内容が書かれておりますけれども、先程も説明がありましたとおり、この国保データベースシステム、KDBシステムを活用しまして後期・介護・国保・特定健診等のデータより抽出された、健康状態が不明な高齢者につきまして訪問をするといったような内容になっております。また訪問をするだけではなくて、受診勧奨を行うとか介護へ繋がるように支援するという事を目的としてまして、令和3年度は対象者としまして620名の抽出を行っております。調査の実施期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日までということで、訪問実施者については基幹型地域包括支援センター、保険医療課、健康増進課に属する保健師でありますとか看護師という有資格者が行っております。最後の評価指標及び目標値というのを作っておりますけれども、健康状態不明者、事前通知者のうち、面接出来た者について目標値60%、支援に繋がった人目標値50%、受診に繋がる者を目標値30%と設定して実施しております。

22 ページをお願いいたします。先程言いましたとおり令和3年度につきましては620名

の方を対象として抽出しましたが、そのうちお亡くなりになっている方でありますとか、既に把握済みの方がいらっしゃいまして、その方が70名程、これを除いた546名の方にそう言ったのを行いますという通知を出させて頂いております。その通知の段階で辞退があったり、宛先不明の方が60名いらっしゃいましたので、最終的に訪問対象者として486名の方を対象にしております。そのうち訪問が出来た方が268名で、訪問が出来なかった方が218名いらっしゃいます。訪問が出来た方のうち要フォローの方が39名いらっしゃいまして、支援に繋がった方が16名、支援に繋がらなかった方が23名いらっしゃいます。また健康等で特に問題がなくて、フォローが必要なかった方も229人いらっしゃいます。また訪問できなかつた218名の方のうち、不在の方が191人いらっしゃいまして家族のみの面接であったりとか死亡が判明した方等がいらっしゃいます。また一番多いのが連絡取れなかつた方で、こちらが152名いらっしゃるという状況になっております。

次に23ページをお願いいたします。そういった状況でして、事前通知した方うちの面接出来た方の訪問率につきましては、60%を目標にしておりましたけれども、こちらが55.1%と言う状況でありましたりとか、支援に繋がった方につきましても41%と言った状況になります。また、健診を受診された方につきまして0.5%と言うことで、231名の方に受診勧奨を実施しましたが、実際に受診確認が出来たのが6名と言った様な状況になっております。そういった今の実施に関する状況についても書いておりますけれども、医療に繋がらなくても、健康で豊かに自立した生活を送っている対象者が多数いらっしゃったというところで、受診につきましてはですね。受診勧奨をしても今更受けないと言われているケースが多かつたといった状況がございます。

また、フレイル予防の観点から、通いの場が必要と思われる方が多かつたんですけれども、なかなか繋がった方は少ないというところがあります。また、何らかの事情で医療にも介護にもアクセスできずいらっしゃる層も存在しまして、そこに書いてますとおり認知症の疑い事例が18件でありますとか、「8050」に該当するのではないかと言う方が4件、著しい生活環境の不良事例が9件、緊急搬送を行ったケースも1件、生活保護に繋いだというケースも1件あつたという状況があります。

24ページをご覧頂きたいですけれども、一応先程の対応件数でどういった様なケースがあつたのかというところで、対応ケースごとにちょっと箇条書きにさせて頂いておりますけれども、緊急搬送事例と言うのが一例ありまして、90代前半の女性でしたけれども、60代の息子の方と同居ではあつたんですけれども、訪問通知を手に待ちわびていらっしゃって、そこで訪問して状況を確認したところ、廃用性による寝たきり、脱水、呼吸難があつて緊急搬送を行っております。2か月後には退院されて、要介護2で在宅介護が開始され、訪問看護と訪問リハ、特殊寝台のレンタル等で生活されているといったような状況となっております。

また次に生活保護申請に至つたケースとしまして、70代後半の女性ですけれども、水道電気ガスが止まつて経済的に困窮されておまして、食事は一日一食を息子経営の居酒屋

で食べている状況でありました。訪問後は地区担当の地域包括支援センターに繋ぎまして医療機関受診にも繋がっているといった状況ではあります。

また長期間に渡る引きこもり事例としまして、80代後半の男性なんですけれども10年前くらいから引きこもり状態であって妻以外、子供達同居家族とも会話が無いといった状況です。認知症は無くADLは自立しているんですけれども、腰痛とか手足の掻痒感、下肢浮腫とかがあり地域包括にも繋いで、訪問して近くの医師の受診には繋がっております。一応、介護保険のサービス利用っていう必要性はあったと考えてはいるのですけれども、希望されずに、以後相談があれば対応、といった様な状況で現状対応しているところです。

また健康管理に関心が低い事例としまして、70代後半の男性ですけれども、元船員さんで、退職後未受診ということで、状況的には課題があるのではないかといいるところですけど、本人は体調は悪くないということで、自宅で暮らしている状況ですが、片付けはされておらず、家の中にも落ち葉が溜まっている状況がありまして不衛生な状況が見られ、受診などを勧めているといった状況であります。

最後はご自身の背景に経済課題があると思われる事例というところで、70代前半の男性なんですけれども、60歳ぐらいまで船員でいらっやって、年金が少なくて、家賃、介護保険等の支払いほどこ残っておらず、食費1日200円程度で生活されているといった状況の方もいらっやっております。

こういった状況もございまして、一定元気な方が多くいらっやったんですけれども、訪問すると、こういった課題があつてなかなかご自身で解決できたりとか、ご家族がいらっやって対応できなかつたといったケースが把握されておりますので、こういった方を見つけてきたといったことが一つあるのかなという風に考えております。

なお25ページには、14圏域別対象者数と面接実施率を載せさせていただいております。26ページをご覧ください。課題と今後の方向性についてですけれども、やっぱり地域によってはですね。地域の住民との関係も希薄で生活力が把握できないといった事例などもございました。また先ほど言いましたが、元気な方もいらっやいましたけれども、複合的な課題を抱えている世帯も多くあります。本人によるセルフケアのみでは不十分なことも多く、引き続きいきいき百歳体操、その他のサービス紹介の実施していく必要がある方もいらっやいます。

また事業効果を上げるためには、会えていないケースを減らしていくとこういうところが必要かなというところで、現状コロナのこともありまして、なかなか訪問が歓迎されないところもございまして、こういったケースもございまして引き続き努力をしていく必要があるとこういう風に考えております。

令和4年度の計画としましては、健康不明訪問対象者予定者数としましては410名を予定しております、この中には令和3年度に状況が把握できなかった方も人数に含まれているといった状況になっております。

続きまして27ページの方ですけど、訪問型サービスB、通所型サービスBの新設の説明

をさせていただきます。28 ページをご覧頂けたらと思います。基準緩和型サービスとサービス類型というところに載せさせて頂いておまして、今回、先程言いました通り、基準緩和型サービスBで訪問と通所を作りましたけど、そもそもこの基準緩和型サービスとは何なのか少し記載させて頂いております。

介護保険サービスには、国が定めた従来の介護保険サービスがあるのですが、地域支援事業という事業がありまして、その中には総合事業が位置づけられております。そこに図がありますとおり、左側C類型、従前相当、A類型、B類型ってありますけど。従前相当と言うのが今までの介護保険と言うところでA類型、B類型に当たるのが、市町村において基準緩和をした形でサービスを提供できるという新たな体系となっております。

右側に吹き出しで書いておりますけれども、基準緩和サービスBは住民主体の自主活動として行う生活援助と通いの場等があり、主にボランティアで運営されているものだという形になります。地域の馴染み関係性からの生活でちょっとした困りごと、助け合うことのできる地域づくりを目指していくという事で、この事業を活用していくという形で、一部を創設しております。事業の詳細の中身につきましては29 ページからになりますけれども、29 ページは通所型サービスBについての現在の要件ということで、週3回の開催でありますとか、社会交流とか介護予防を目的としたものということで、一定運営報酬ということで、開設準備金であるとか、運営に対しての助成金を出させて頂くという形になっております。

30 ページの方は、その訪問型サービスということで、訪問型サービス事業の中に載せております。要件としましては、住民主体の組織ということで身体介護を伴わない、概ね30分程度で完結する生活支援活動ということで事業内容にしておまして、こちらの方にも運営の補助という形で補助を出させて頂くといった制度で運用しております。

31 ページには、現在の活動状況ということでございまして、一応今のところ旭の方と潮江の方で、ふらっと旭とほっと笑と通所の事業所が活動していただいております。下に※印で書いてありますが、訪問サービスB事業についてはですね。10月より開始予定ということで、一宮の方で団体さんに協力頂いて開始をするといった形になっております。

続いて、32 ページをお願いいたします。こういった形で運用を開始しておりますけれども、実際、運営の方とか住民さんへヒアリングを行いますと、いくつか課題がございまして、大きくは補助金などの補助要件、人材的な課題、その他というところで分けさせて頂いております。

現状、補助の方は利用者でありますとか、そういった要介護とか要支援の認定がある方とかに限定されていまして、一定そういった方じゃないと補助が出ないということで、人集めに神経を使うでありますとか、補助対象者がグループ内で変動することで運営が厳しいと言ったご意見をいただいております。また、人材的な課題としてはボランティアの質の担保でありますとか、コーディネート役の配置ということでの課題がある。その他としましては、契約であったり、プラン発行であったりとか、補助についての事務が煩雑といったようなご

意見をいただいておりますので、今年度中に、補助の要件でありますとかコーディネート役の配置でありますとか見直して、令和5年4月から新しい形で運営が出来ればなという風には考えております。

続いて、33 ページをお願いいたします。こちらの方では、こうち笑顔マイレージ事業について紹介させていただきます。34 ページの方をお願いいたします。こうち笑顔マイレージ事業の概要について記載させていただいておりますが、社会参加活動を通じて、高齢者等の健康増進や介護予防の取組を図ると共に、世代を超えて交流し支え合うまちづくりを目指して実施しておりますが、令和4年度からは、対象年齢の要件を撤廃しまして、それまでは、35 ページの方に書いておりますけど、目的はこういったような形になってはいますが、対象者としましては、令和3年度までは65歳以上の方に限定しておりますが、認定を受けていないとか、事業の対象者になっていないとか、介護保険の滞納がないことが条件にしておりました。活動の種類につきましては、紹介させて頂きましたけれども、ボランティア活動とかですね。いきいき百歳体操の参加という形でやらせていただいております。ただ、重層的支援体制整備事業っていうのに令和4年度から取り組むようになりまして、こちらの方に当該事業を移しまして、今までですと高齢者を対象に限定する必要があったものが、その重層的支援体制整備事業の中で、特段制限をかけなくても良いような形になりましたので、対象者を全ての市民ということで、未成年の場合は保護者の同意が必要という形にしておりますけれども、65歳以下の方でも笑顔マイレージの対象としまして、ボランティア等にもご参加いただけるという形で制度の仕組みを変えております。

36 ページと 37 ページには、このマイレージでこういった活動をすればポイント還元になるかということに記載しておりますので、また見ておいて頂いたらと思います。38 ページと 39 ページにつきましては、マイレージの事業において、参加いただいている方と還元者数の年次推移を書かせていただいております。38 ページの健康づくり活動につきましてはコロナの影響もありまして、令和2年、3年度ですね。参加人数が減っております。還元者も減っております。ただ一点、救済処置を設けておりまして、ポイント上限を下げたこと、対応したこと、還元率については大きくは下がってはいないといったところでございます。ただ 39 ページのボランティア活動につきましては、施設のコロナに対する対応、主にボランティア先として福祉施設などが多かったこともございまして、なかなか一律の救済活動が取れずに還元率が下がっているといったような状況がございまして。

40 ページをご覧いただけたらと思いますけれども、先程言いました通り、令和4年度から年齢要件を撤廃して開始しておりますが、新規登録者の状況について、令和4年9月末現在、記載をさせていただいておりますが、一番左側に年代別表にありますとおり、65歳以下の方もご参加いただいております。10代の方が1名とかですね。20代の方が施設ボランティア、支え合いボランティアで7名。30代の方も4名とかいう形で、若い世代の方も参加いただけるようになってきております。例年と比較して、登録者数も増加傾向にございますので、一定年齢要件撤廃したことも効果が出ているのかな、という状況が見られており

ます。

41 ページに現状課題と今後の方針ということで、書かせていただいています、活動者の高齢化に加えてですね。コロナの影響がありまして、登録者の減少、活動率の低迷が課題ってところがありました。年齢関係なく、活動したい方が取組を出来るような仕組みを引き続き目指していきたいという風に考えております。ただ現在は活動内容によって、紙の手帳の管理をしておりまして、多い方で4冊の管理などが必要な状況がっておりますので、今後は、ICT化も含めて、開きやすくといいますか、還元のしやすさなども考えていきたいと思っております。まだICT化につきましては、県の方とも協議をしまして、県全体の形になっていくようなことも検討できればということでまだ協議をしているところではございます。

続きましては、42 ページをお願いいたします。こちらの方ちょっと書いていませんけれども、計画で言いますと、4-1の事業所の質の向上でありますとか、5-1の多様な主体と考え方や方向性の共有といった項目に該当する取組になっております。ケアマネジャーの質の向上を支援する取組ということで、今日、黄色い冊子でお手元にお配りしておりますけれども、高知市介護支援専門員キャリアモデル活用ということで手引きを作りまして、事業所にも配布をさせていただきまして取組をしているといった状況についてご報告をさせていただきます。黄色い冊子を見ていただいたら、表紙の下の方に書かせていただいておりますけれども、基幹型地域包括支援センター単独で作ったわけではありまして、高知市の居宅介護支援事業所協議会様と共同で作成をさせていただいております。

資料の方に戻りまして43 ページですけれども、ケアマネジャーとは、ということでグレーのところの色付けさせて頂いておりますけれども、ケアマネジャーはですね。専門知識、スキル、ネットワーク形成能力などを駆使し、利用者に有する能力に応じた尊厳あるその人らしい自立した日常生活を営むために必要となる、保険医療・福祉サービスを位置づけたケアプランを作成し、利用者を支援するための専門職であるということで、ケアマネジャーは単なる介護保険サービスの調整役ではない、というところで位置づけをしております。

44 ページ、45 ページにつきましては、事業所と施設であったり、ケアマネの業務について書いておりますので、また見ておいて頂けたらと思います。

46 ページをお願いいたします。地域共生社会の実現にむけてケアマネジャーに求められる役割ということで、右の方に書いておりますけれども、やはり、利用者の自立した生活や地域での生活継続ということが役割という風に考えておりまして、利用者が地域で自分らしく元気で暮らすために、というところを目指して必要となるものを繋ぎ合わせっていただきたいと思います。また地域課題解決に向けた地域課題抽出と、課題解決に向けた取組、実践なども期待される役割としてあるんじゃないかなという風に考えております。

47 ページは資質向上についての目的の部分ですけれども、48 ページ、49 ページをお願いいたします。ケアマネジャーの質の向上の課題ということで、一定キャリアラダーを作るにあたってどういった課題があるか、9項目挙げております。一番上に、介護保険の理念である、

自立支援の考え方の共有でありますとか、2番目としましては、適切なアセスメントの実施。3番目は、サービス担当会議の多職種の協働機能向上。こういった事が9項目ほど挙げさせていただきまして、これらの解決に向かわない要因として、どんなことがあるかというところで検討しております。49 ページの下のところグレーで書かせていただいておりますけれども、ケアマネは、面談やケアプラン作成、評価などの業務を一人で行うことが多いといったような状況があって、利用者や指導者から、自らのケアマネジメントに対して評価を受ける機会が乏しいことがあるのではないかと。専門職として自らの支援過程を振り返り、評価する機会が乏しいといったことも解決に向かわない要因にあるのではないのかという風に考えております。

51 ページをご覧くださいと思います。こういったことを踏まえて、質の向上のためにどういったことが必要かというところで、課題の認識であるとか、成長目標を定める必要があると。3番にも書いてありますけれども、PDCAサイクルに沿ったOJTが重要ではないかということで、研修に参加するだけでは質の向上につながらない現状があるという風に考えております。

52 ページをお願いいたします。ケアマネジャーが誇りとやりがいをもって仕事を続けられるためにということで、専門職として成長を感じられる育成の仕組みを作るといことと、地域でケアマネジャー育成に係る支援を受けられる仕組みを作るといことを目的としまして、先程もご紹介させていただきました黄色の冊子ですけれども、キャリアラダーモデル活用の手引きを作らせて頂きまして、送らせていただいているといった状況でございます。キャリアラダーモデルの中身につきましては54ページから書いておりますし、またこちらの方の冊子の方を見ていただければと思いますけれども、54ページにありますとおり、キャリアラダーモデルということで、初任者、新人から中堅、中堅からベテラン、主任ケアマネ、スーパーバイザー・管理者という様な5段階をベースとしましてですね。それに必要な内容でありますとか、どういった内容が必要かというようなところをまとめさせていただいております。また56ページのほうには、活用の流れということで書かせていただきまして、キャリアと専門性の評価から、目標と行動計画の立案、面接・評価、意図的な研修参加・業務というようなところを、PDCAサイクルでまわしながら活用していただきたいというところで作成をしております。自己評価や面接・評価の仕方につきましては、57ページから記載をさせていただいておりますので、またご覧くださいと思います。

最後62ページをご覧くださいと思います。今後のケアマネの支援、質の向上に向けた取組の支援ということで、これからの取組について報告させていただきます。キャリアラダーの手引きを作成しましたけれども、やはりこれを活用していただいて、事業所さんでどういうふうに入材育成に取り組んでいただくか、それについての活用状況などをアンケートさせていただいて、取り組んでいる事業所さんにつきましては、基幹型地域包括支援センターのホームページなどに掲載することにより、市民に発信していくといったことを考えております。また、そういったアンケートの中で、キャリアラダーモデルに関するツール改定の

ご意見もいただきまして、ツールの改定もしていくというところを考えております。また、このキャリアラダーの項目に沿った、体系的な研修を実施するというを考えておりまして、アセスメントの研修でありますとか、ケアプラン作成の研修など、現在個別であったり、それぞれで研修会なんかも開催されておりますけれども、このラダーに沿った体系的な研修というのを実施していきたいという風に考えております。また、4番目に書かせていただいておりますけれども、情報収集と課題分析の視点を補助するためのアセスメントツールというものを現在作成しております、令和5年2月からの提供予定と合わせて研修などを予定しております。ただ、こういったことを含めまして、ケアマネジャーとケアマネジメンを支援する体制の強化を目指して取組をしていくということにしております。なお、この取組につきましても、高知県と協議をしながら、県下のケアマネさんの状況などを踏まえつつですね、取組も一緒にしていきたいという風に考えているところでございます。私の方からは以上になります。

(安田会長)

資料の62ページまでのところを長い時間になりましたが説明がありました。(1)の議題の説明が終わったところです。次は(2)の議題です。地域福祉活動推進計画関連ということで、重層的支援体制整備事業、次は63ページからの説明です。お願いします。

(地域共生社会推進課 山下課長補佐)

地域共生社会推進課の山下と申します。私の方からは重層的支援体制整備事業についてということで、今年度から新たに開始した事業についてのご報告をさせていただきます。座って説明いたします。

65ページには重層的支援体制整備事業とは、というところを載せてありまして、以前にもご説明させて頂いたことがあると思いますので、改めてにはなりますけれども、この事業は去年の令和3年4月に施行されました改正社会福祉法で、新たに国で創設された事業になっております。介護・障害・子育て・生活困窮分野の相談支援と地域づくりに関する事業が一括交付金化され一体的に実施することが可能となったということで、ちょっと難しく書いていますけれども、よく言われる行政の縦割りというところを一定打破していこうとする事業となっております、それぞれ相談支援と地域づくりに関するこの分野の、紐付きの補助金とよく言われますけれども、その補助金が一括で交付されるようになって、一定柔軟に使えるようになったという事業で、例えば高齢者の部門で子育ての相談を聞いたりとか、障害の相談を聞いたりとか、と言うのが公に可能になったという事業です。更に相談支援と地域づくりに関する事業の他にも、多機関協働による支援、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援ということで、新たな国の補助金のメニューが出来ていると、この辺は後で詳しく説明いたします。この事業は8050問題とかヤングケアラーの問題、引きこもり等複雑化・複合化した課題への対応を強化するために出来た事業ということで、先程も少し

言いましたけれども、従来の縦割りの壁を解消し一体的に各分野が取り組むという事業です。高知市につきましては、令和3年度には準備を進めておりまして、令和4年、この4月から開始したという状況です。

次のページには先程から少しご説明させて頂いた各支援、①で言うと包括的相談支援とはこういう支援だよと言うのを書いておりますけれども、基本的には名称通りの支援となっております。包括的相談支援ですと、しっかり相談を聞くというような支援になっておりますので、こちらはまた見て頂いたら良いと思いますけれども、次の67ページに一つポンチ絵がありましてこちらで詳しくそれぞれ支援の説明いたします。

国の絵になっておりますけれども、左上に相談支援という物がありまして、ここでまず住民の皆様の様々な相談を受けるというところで、ここで色んな相談を受けたものを相談によって適切なサービスとか場所に繋ぐということが必要になります。

例えば、仕事が無い方のお仕事に繋いだりとか、住む所が無い方の住居に繋ぐとか、また孤立している方を地域のサロンに繋ぐとか、様々な繋ぎがありますけれども、大きく言いかして社会参加を促進するというので、相談支援で受けた相談を左下のⅡ番、参加支援というところで社会参加を促したりだとか支援をするというところになります。

ただ、参加支援で様々な場所、物に繋いでいく時に、やっぱりこの地域にはこういった物が足りないとか、こんなサービスがまだ無いとかいう物が見えてきますので、右上のⅢ地域づくりに向けた支援ということで、足りない社会資源の創出に向けての取組をしたり、社会資源の強化に取り組んだりということはこのⅢ番の地域づくりに向けた支援でやっていくということになります。このⅠ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援という三つの支援をグルグル効果的に回していくというのが、この重層的支援体制整備事業の肝ということになっておりまして、ただこの三つの支援をしっかりと回すためには、この絵の真ん中ほどにあります多機関協働と言う字が出ていますけれども、各分野の各機関がしっかり協働して動く必要があるということが一つで、多機関協働による支援、また左上にアウトリーチという言葉が出てきますけれども、相談支援とはいえ住民の皆様の中には自分で相談できない、また、困っていることに気付いていないという方もいらっしゃいますので、アウトリーチということで支援していく、アウトリーチを通じた継続的支援ということで、このⅠ～Ⅲの三つの基本的な支援プラス、多機関協働、アウトリーチっていう二つ、3足す2の5つの支援をしっかりとやっていくというのが、この重層的支援体制整備事業の全体像になっています。

次のページにはこの事業を開始するにあたりまして、庁内、庁外で研修を実施してきました。説明も含めて研修を実施してきた経過を載せてあります。左上に「担当じゃありません」は完全に時代遅れです、っていうのがありますがけれども、これ実際にこの研修で使用したスライドのコピーになっておりまして、こんなことを庁内、庁外の方々に伝えているという最中になっております。ここまでが重層的支援体制整備事業の全体像というところですがけれども、次の69ページからはこの国の事業を受けて、実際に高知市がどのように取り組んで

いるかをご説明します。

69 ページは全体の概念図のような物になっておりまして、高知市ではこの重層的支援体制整備事業を活用して、住民の誰もが困った時に相談できる先があって、適切な支援に繋がる環境づくりをしようということをしてしております。次のページからそれぞれ、先程、国の絵を使って説明しました支援の中身になってきます。70 ページが包括的相談支援とアウトリーチ等を通じた継続的支援ということで、主に相談支援の中身になりますけれども、高知市では二本立てで相談支援に取り組んでいくということで整理しておりまして、まず左側の1番、相談を受けとめる仕組みづくりということで、当たり前のことを改めて整理ということで、主に行政の直営、また委託を含めた専門機関の話になりますけれども、どこにどんな相談が来てもしっかり聞いてしっかり繋ぐだとか、関係機関での連携が必要な場合には協力して支援するだとか、本当に当たり前のことを改めてやっ払いこうということで整理したという中身になっております。ここの左側の下にそれぞれ断らない相談窓口計34か所ということで、こういったところを相談支援機関として位置付けて、断らない相談窓口として運営して行こうということにしております。

ただ、そうは言っても、やはり市役所には相談しにくいだとか、市役所のどこに相談してもいいよというお話をしても、やはり担当課が分からないとなかなか相談しにくいなどという住民の方々もいらっしゃいますので、2番、右側ですけれども住民がより相談しやすい環境づくりということでお手元にカラーのチラシも配ってありますけれども、ほおっちょけん相談窓口の取組も行っています。

こちらの相談窓口はおそらく皆様ご存じかと思っておりますけれども、薬局とか社会福祉法人が運営する事業所の協力を得まして、住民がどんな事でも相談できる窓口として開設しているものになっております。右側の真ん中程に仕組みを少し書いてありますけれども、住民の皆様はほおっちょけん相談窓口で困りごとを相談した後、例えば引っ越してきたばかりで、この地区のゴミの収集日が知らないで教えて欲しい、というような簡単なその場で解決できる相談は、その場で解決して頂く。例えば親の介護のことで聞きたい、では地域包括支援センターに相談してみましようか、と言うような繋ぎ先が簡単に分かる相談はそういった専門の相談機関に繋いで頂く。この二つの場合じゃない、解決もできないし、繋ぎ先もちよっと複雑で分からないという相談はCSWに繋ぐと書いてありますけれども、高知市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターに繋いで頂くというような取組をしています。この相談を繋いでいく中で必要に応じて、先程説明しました社会参加を促す参加支援や多機関協働が必要な場合は、多機関協働による参加支援に繋いでいく。更に寄せられた相談内容等を共有し、地域で出来ることを話し合う、ネットワークの創出に繋げるということで地域づくりに向けた支援にも繋げていくというのが、このほおっちょけん相談窓口の取組の全体像になっております。またこの辺りは後で説明いたします。

71 ページには、「ほおっちょけん相談窓口」の現状を書いてありまして、左の真ん中ほどに令和元年度から5地区で開設し、28か所あったものが順番に広げてきまして、令和4年

11月1日全市に展開して、現在104か所あるという状況になっております。相談例載せてありますけれども、「電球が切れたけど自分じゃよう替えれん」とか、「このゴミ出しの曜日がわからん」とか、様々な相談が寄せられているという状況です。この「ほおっちょけん相談窓口」は、71ページの上の真ん中ほどに書いてありますけれども、住民の皆様が役所に相談できないような「潜在的な課題」とか「ニーズ」も把握する役割ということで、アウトリーチも支援の位置づけもしているという状況です。

72ページが参加支援という支援になりますけれども、この参加支援を2本立てで考えておりまして、まず、先程から説明している住民の皆様からの相談を順番に繋いでいって、社会参加につなげるというような取組が、1「個別支援における参加支援」ということです。この、個別支援における参加支援で重要な役割を担っているのが、地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターと、社会福祉協議会に設置している地域福祉コーディネーターということで、この生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターは、ここの上を書いてありますけれども、それぞれ持っている強みを生かし合いながら、それぞれが支援していくということにしておりまして、繋ぐという矢印で右上に行っておりますけれども、様々な社会資源に繋いでいくという活動をしています。また、2番、「市民全体への情報提供による参加支援」ということで、高知市では令和元年度に社会資源情報収集提供システム、愛称Licoネットといたしますけれども、というシステムを開設しまして、医療・介護・障害・子ども・その他の資源などをフォーマル・インフォーマルに関わらず、様々な社会資源を集約して提供するというシステムを運用しています。ここに住民の皆様が直接検索して、たどり着いていただいたときには、それぞれのサービスとか、資源とかに直接繋がっていくということで、参加支援という位置づけをしています。また、このLicoネットは、社会資源情報収集・集約することで、情報を見える化して、足らない社会資源の強化・創出にも繋げていくという位置づけにしています。

次、73ページですけれども、「地域づくりに向けた支援」ということで、まず一つ目「既存制度による各拠点」ということで、右側に少し事業所名と場所を書いてありますけれども、高齢の分野でいきいき百歳体操とか、障害分野で言う地域活動支援センターとか、子育ての地域子育て支援センターというのが、基本的に国が位置付ける「地域づくりにおける支援の拠点」ということになってきます。今回重層的支援体制整備事業ということで、分野の壁を越えた一体的実施ということになりましたので、例えば、いき百の会場に子どもが行ったり、障害者が行ったりというのが制度的に可能になるということになっておりますけれども、これらの拠点は、それぞれ住民の皆様を始め、運営者の皆様、参加者の皆様の思いで、発展してきたそれぞれの場所ですので、一律にここで共生のサービスをしてくださいというようなことはせずに、それぞれのニーズに合った形で、やりたいとなった場合にはしっかりと支援していくというふうに整理をしています。二番目が「課題解決型地域ネットワーク（“わがまちならでは”のプラットフォーム）の創出」ということで、左側にいろいろ書いてありますけれども、先程の「ほおっちょけん相談窓口」に寄せられる相談もそうですけど

も、役所に来る相談とか、様々住民の皆様のご困りごとを聞く機会というのがありますけれども、そういった住民の皆様にご聞いた困りごとを、地域の皆様が集まる場所で共有させていただいて、その住民の皆様が抱える課題を地域の皆様に話し合っただくことで、住民による様々な活動を創出していこうというのが、わがまちならではのプラットフォームの創出ということです。例えば、住民同士の支え合いを促進したり、地域内に生活支援ボランティアを育成したりということで、あくまで住民の皆様、また地域の皆様のニーズとか思いというものを大切にしながらこういった活動に繋げていきたいというのが、わがまちならではのプラットフォームの創出ということで、次の74ページには、実際に各地域で始まっているそれぞれの活動というのを載せていますので、またこちらもお覧いただけたらと思っています。

次、75ページには、「多機関協働による支援」ということで書いていまして、多機関協働による支援は、主に住民のご困りごとを支援する時に、行政の専門職が関わる困りごとになりますけれども、行政の専門職間で協働していこうという取組になります。相談を受けた課が、自分の部署だけではなかなか解決が難しいとなった場合に他の課を呼んだりとか、民間の、例えばケアマネさんに来ていただいたりとかってということで、その人に関わっているいろんな機関が集まって、その人の支援を考えるという支援になります。この支援を行う上で、右上に、「包括的相談支援員の配置」ということで書いてありますけれども、それぞれここに掲載している部署に、この多機関の協働をマネジメントする役として、「包括的相談支援員」という、職員に辞令を交付しましてそういった役の職員を配置したということをやっています。右下に少し書いてありますけれども、これまで、全く多機関協働をやってなかったかという、そうではなくて、一定の多機関が集まったのケース会議とかってというのはこれまでもやってきたわけですけれども、それをさらに効率的に効果的にできるように、ノウハウを活かす形で整理したというのが一つ。それから、すぐに解決することだけを目的とせず、なかなかこの多機関が関わる事例っていうのは、すぐにうまくいったねってなることが少ない事例が多いですので、ただ、うまくいかなかったとしても、例えば足りない社会資源が見えてくるとか、足りないサービスがわかるとか、そういった事に繋がりますので、解決だけを目的とせず、事例を積み上げる、そして新たな社会資源創出に繋げていくということも意識しながら取り組んでいるものです。

最後、次の76ページには、多機関協働による支援の、改めてやっていこうとしたものなので、新たに協働の心得ということで作ったものを参考に掲載しています。説明は以上です。ありがとうございました。

(安田会長)

以上が議題の(2)ですね。地域福祉活動推進計画、重層的支援体制整備事業についての説明でした。説明が最後になりますが、(3)の特定施設整備検討のための調査の実施、資料77ページからですね。お願いします。

(介護保険課 和田課長)

長くなって申し訳ございません。再び介護保険課の和田の方から簡単に説明させていただきます。主にご報告です。「特定施設整備検討のための調査」ということで、「特定施設」と申しますのは簡単に分かり易く言いますと、「介護付き有料老人ホーム」これが一番イメージの湧きやすい施設ですけども、住宅型ではなく「介護付き有料老人ホーム」ということで、施設自体で介護サービスを提供できると、そういった指定を高知市から受けた場合、介護保険制度上は「特定施設」という風と呼ばれます。「特定施設整備検討のための調査」でございますが、既存の有料老人ホーム等から特定施設への転換、これが事業所様にとってもなかなかニーズが多い。また、入居者の方にとっても介護度が重くなった際にも、その施設でホームの中でずっと生活しながら、サービスを受けることができるということで、一定メリットもございますので、ニーズ調査を行いたいと思っております。

調査対象といたしまして、78 ページにございますけれども、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置事業者、施設としましては50施設程を予定しております。8期の計画の時に新設整備の仕上げでこういった転換をしたいという法人が多かったので、今回ちょっとニーズ調査を行いたいと思っております。

それが一点目の報告で二点目は資料がありませんが、コロナの対応についてでございます。高齢者施設におきましてはクラスターの発生が7波でも多数ありましたが、高知市として衛生用品の備蓄を行っておりまして、7波の時にはご相談と必要に応じて衛生用品を放出しておりました。それが枯渇してきましたので、この度、11月議会におきまして国の交付金を活用して総額816万円の予算をお認めいただきましたので、高機能マスクでありますとかポリエチレンガウン、クラスター発生時に必要な衛生用品を確保、備蓄いたしまして、今後の発生に備えて、必要に応じて事業所様の方に提供するという体制を整えつつあるところです。私からの報告、以上2点となります。

(安田会長)

1時間強に渡って事務局からの説明を聞いていただきました。これから質疑応答の時間として用意してあるのですが、非常に多岐に渡る内容ですので、委員の方、それぞれの専門性で関心をお持ちになったところを質問なり、お持ちになったところが違うとは思いますので、どなたでも構いません。事務局の説明についてもう少し説明を求めたいとか質問したいとかどの内容でも構いませんがご発言になりたい方、ちょっと手を挙げていただいたら当てさせていただきますが、いかがでしょうか。じゃあ口火を。

(村岡委員)

市社協の村岡といいます。介護保険事業の特別会計の決算の関係でご質問したいんですが、全体的には概ね計画通りという説明があったのですが、計画数値からすると、約

4%ほど計画より低いという状況になっていますので、私、保険料を決定する時にちょっと伸び率が非常に高いのではないかという意見を言わせていただいたのですが、介護保険の認定者の数というのは、どんな状況で推移をしているのでしょうか。コロナの影響で給付が少なかったのか、認定者そのものがそれほど増加していないのか、その辺りちょっと聞かせていただきたいと思いますが。

(介護保険課 和田課長)

介護保険課の和田でございます。認定者の数につきましては想定されておりました、9万7千人の数で今、令和3年度の数ですが、想定どおりには増えております。ただ認定率の方は今20%でございますけれども、これは想定よりは下振れしております、というか想定よりは伸びていない状態ですので、ずっとここ数年20%ほどでキープしております。ですので、結果に認定者数は高齢者の数に応じて増えておりますけど、想定ほどは伸びてはいないといったところです。

(村岡委員)

ありがとうございました。高齢者の数自体は計画通りに伸びているけど、認定の数は想定よりも低いというお話だったと思います。今、全国的にも介護保険の制度は非常に厳しく、保険料自体も高くなってきておりますので、出来るだけ住民の皆さんの負担を少なくしていくことも非常に重要なテーマだと考えています。基金が相当積み上がってございましたから、今期の計画の中で一定そこを吐き出すという予定だったと思うんですけど、結果的に3%から4%ぐらいの乖離で推移していくということになれば、計画通りの基金を使うということにはならないだろうと思いますので、やっぱりどうしても行政が計画を立てるとリスクを回避するために、ちょっと高めに伸び率を見てしまうという傾向が私も在職の時からあったという風には思っていますので、今後の計画を立てる際にはやっぱり伸び率、実績も踏まえて、見える化システムの活用ということだけではなく、より厳しめに見ていただくということを是非お願いしたいと思います。今後、発言する機会がありませんので、あえて発言させていただきますのでよろしく願いいたします。

(安田会長)

村岡委員の方から財政面でのご質問があつてご回答いただきましたが、このことに関連して他の委員の方から何かございますか。よろしいですか。

次期の保険料の算出とかは次の来年度の計画、この協議会であると思いますが現時点では、ご自身のご経験に基づいて事務局への貴重なご助言をいただいております。見方について色んな要望をいただきました。そのことに関してはよろしいですか。それでは他のことでも構いませんが、いかがでしょうか。

(森田委員)

皆さんお疲れさまです。居宅介護支援事業所協議会から来ました森田と申します。よろしくお願いたします。

私の方は質問というより確認という形になりますが、最後和田さんが言われた特定施設の整備の検討についての調査の実施ということですけど、この時点ではなくて、私がケアマネジャーとして普段関わっている中で特定施設、ちょっとイメージで申し訳ないのですが、比較的、介護度の重たい方が入られていることが多いとイメージをしておりまして、それに加え、有料老人ホームは比較的介護度が低い方、軽度の方も入られているという、イメージで申し訳ないですけど、あります。

そういう中で有料老人ホームから介護付きへ変わっていくことで軽度者のニーズが高い通いの場とか、そういったところへの参加が出来なくなったりするのではないかという懸念がありまして、そこに対して大体どのようなお考えをされているのかを聞かせていただきたいと思います。

(介護保険課 和田課長)

介護保険課の和田です。森田委員のご指摘の特定施設の介護度、重度の方が多く、有料の方は軽度の方が多いという事でおっしゃるとおり今、現在そういった状況にあるかと思いますが、一方、有料老人ホーム入居の方も重度化が進んでいると認識しておりまして、そういった方々に対しては特定施設への転換で同じ施設で介護サービスを受けられるということとは非常にメリットであると考えております。

先程の通いの場というところですけども、一通り施設の中で活動が低下してしまうと介護度も重度化してしまうというような悪い影響もあるかと思っておりますので、そちらにつきましては、転換の時に施設整備の選定の時にもそういった視点も踏まえながら慎重に施設整備を行っていきたいと考えております。ありがとうございます。

(森田委員)

どうもありがとうございました。

(安田会長)

今のご質問等に関連して他の委員の方はないですか。よろしいですか。ちょっとこのことに関して私から質問させていただきますけれども、この特定施設整備検討のための調査の中で触れられた、資料がないところですけど、衛生用品の備蓄の為に予算を補正か何かで用立てされたというお話がありましたけれども、これは備蓄が無くなったというのは、やっぱりコロナが高知市内でも非常に感染者が増えて、介護保険施設の方でニーズがあるということが背景にあると思うのですけれども、各施設の方が自分で手を挙げないと備蓄の用品っていうのが配られないのか。市の方からもうあらかじめプッシュ型で配っておられるの

か、その辺りの実態はどうだったんですかね。

(介護保険課 和田課長)

介護保険課の和田でございます。備蓄と言うか衛生用品につきましては、基本的に事業所さんの方で基本的な衛生用品を構えて頂くということが原則となっております。ただクラスターが発生したりしまして、急遽大量に必要と言った場合ですとか、あまり手に入らない衛生用品が必要といった時に備えまして、高知市の方で一定備蓄を行っておりました。それが第7波の影響で枯渇するケースも出てきましたので、今回補正予算を組みまして備蓄を補充するというところでございます。

(安田会長)

はい、分かりました。これに関してはよろしいですか。はい、福田委員。

(福田委員)

特別養護老人ホームあざみの里の福田と申します。いろんな支援を頂いており、非常に助かっています。抗原検査のキットについてはどういう風な形で高知市の方はされているか教えて下さい。

(介護保険課 和田課長)

介護保険課の和田です。抗原検査の集中検査のことをご質問頂きましたけれど、ちょうど今日ですね。国の方から配送業者の方に品が届いたということを知っております。国の方から抗原検査キットを高齢者施設、介護施設に配布して、感染拡大期には集中的に検査をするようにという通知がございまして、抗原検査のキットにつきましては国から提供して頂けるというところでそういった事業が始まっておりますけども、程なくですね、一週間、二週間のうちにはご希望の施設にはお届けできるかという風に考えております。

(福田委員)

ありがとうございました。

(中屋委員)

ちょっといいですか。

(安田会長)

はい、中屋委員どうぞ。

(中屋委員)

身体障害者連合会の中屋と言います。ケアマネジャーのスキルアップのところですけども、ここに書いてあるように単なる介護保険サービスの調整役ではないと書いてあって、色々な社会資源を有効にしていくのだろうと思うんですけど、それに対するご褒美がないじゃないですか。介護保険もちゃんと計画すると公的な報酬があるわけですよ。でも、ここで望んでいる事業に対しては、何のご褒美もないっていうのは。事業所は報酬を上げるでしょうけど、本質的な収入っていうのはないですよ。それって国とかその行政的にはどう考えているんですかね。

(安田会長)

ケアマネジャーのキャリアアップのことに関するご質問ですが、これは。

(基幹型地域包括支援センター 関田副所長)

基幹型の関田です。取り組むことによって事業所であったり、ケアマネさん、個人さんにか何かこうプラスであったりとか、加算であったりとかがないかという種のご質問かと思えますけれども、現状はなかなかそういった形での成功報酬的な部分であったりとか、取組に関する部分での報酬はない状況でして、国等でもそういった部分などはちょっと情報としてはないような状況です。私どもも、この取組を始めるときにもそういったご意見も頂いていまして、そういった部分についての話はあるんですけど、やはりなかなかこう市独自であったりとかで加算を設けるのは難しいところがありますので、こういったことについて一緒に取り組んで頂いて、やって頂く所はホームページで紹介していくとか、そういった対応をさせて頂こうということは考えていますし、また今後議論の中で、何か活用できる部分があれば、そういった部分も出していければと思います。ただ、おっしゃられるように一生懸命にやっでご協力頂いた所について、それは評価されないというのは如何なものかというご意見は先ほど言ったようにいただいておりますので、何かの際は検討させて頂きたいという風に思います。以上です。

(中屋委員)

ケアマネジャーさんの志におんぶに抱っこしているようなところがあって、制度上このようにやってくださいってくらいにやらないと、なかなかここに書いてあるような質の向上とかっていうのが、現実に実現するのかっていうのが疑問に思うんですよ。

(安田会長)

今、コメントを追加して頂きましたけれども、このことに関して他の委員の方よろしいですか。

(森田委員)

居宅介護支援事業所協議会の森田です。私は質問というよりかは、今回このキャリアモデルの活用の手引きというところを基幹型さんと一緒に作らせてもらったメンバーの一人です。ですので、そこからちょっとお答えできるところをというところで、今マイクを持たせて頂きました。

まず居宅介護支援事業所の課題の中で、新しいケアマネを育てることがなかなか難しいであったり、一人ケアマネジャーであるというところで、事業所自体の成長に悩んでいる事業所というところも多数あります。そういったところによって協議会もそうですけど、いろんな研修をしているのですが、また研修も内容が重なってしまったり、というところで、実際に研修に参加される方もどの研修を受けたらいいのかわからないとか、そういうふうな意見も過去に多々ありましたので、そういった居宅介護支援事業所をお支えするという考えもこの中に入れて、キャリアラダーっていう形で自己点検の場を作るということで、報酬という形では現在ないのですが、そういう事業所の運営を助けるというところでも活用できるかと考えております。

(安田会長)

はい。補足ありがとうございました。公文委員どうぞ。

(公文委員)

高知市民児連の公文と申します。ケアマネに関してまあちょっと関連いたしますけれども、実際いろいろ研修をやっても参加者も少ないとか。ちょっと聞きたいんですが、その小さな法人の場合でしたら一人の場合が結構多くて、誰が評価してのどうするのかとか、結局そういう方々の現在の勤務実態を把握した中で、実際そういう参加する余裕がないとかいうふうになってきますと、なかなか実行性が上がることが難しいかなという気がいたします。そのあたりの実態の把握はされていますでしょうか。

(基幹型地域包括支援センター 関田副所長)

基幹型の関田です。先ほど、居宅介護支援事業所協議会さんからの話を頂きましたけれども、そういった形で、一緒に活動させて頂いておりますので、そういった中で、先ほどおっしゃられましたお一人の事業所さん等についての話も頂いております。現状、まだしっかり支援体制とかできていないですけれども、一人事業所でがんばっておられるケアマネさんですと、おっしゃられるように、本当に業務多忙でして、なかなかそういったような機会や場を設けるのが難しいというようなご意見も頂いております。ただ、それで構わないということではない、というご意見もいただいております。やはり、そういう方をどう支えていけるのかとか、キャリアラダー作りましたけれども、この仕組みを使っただけで、評価するについてもおっしゃられるように一人ですと、評価していただける先もないみたいな状況もございますので、それにつきまして、誰が評価するのであるとか、どう支援体制組ん

でいくのかとかですね。今後の課題にはなっております。これにつきましては、協議会さんの方にもご助言もいただきながら、私どもの体制も含めてどうしていくか検討していかなければならないところですが、出来れば一定関係のある事業所さんらにはご協力いただければ、そういった横のつながりなんかも作っていけるといいのかなというふうに考えているところでございます。

(公文委員)

了解しました。

(安田会長)

よろしいでしょうか。このことに関して、他の委員の方ご提案などあったらどうぞ。中本委員ですね。

(中本委員)

高知県医療ソーシャルワーカー協会の中本です。よろしくお願いいたします。

先ほどらいからのケアマネジャーさんのことですが、私は、個人的に思いますと、医療ソーシャルワーカーのことを棚に上げておいてですけど、今回このキャリアラダーのモデル手引き、以前からできたときから拝見させていただいていたんですが、現職のケアマネさん方にとっては、とても自分の今の能力的なポジションであったりとかを客観的に見ながら、自分の目標定めたり、自分のいろいろと研修目標であったりとかですね。そういったところで、有効に活用できるのではないかと思って、大変、期待しているところです。

ただ、一つ心配しているのが、私の勤務している安芸郡で、老健で勤務しているのですが、やっぱりなかなかケアマネジャーの数自体が、質と並行して、数量的制限も必要になると思うのですが、高知県ではとても専門職の人材不足がなかなか厳しい状態で、1年位前からですか、幡多地域、清水の方では、ケアマネジャーさんがいなくて、自己作成のケアプランであったり、ということもあって、全国的にも注目を浴びているような高知県の一つのケアマネの実態があるかと思うのですが。そこで、高知市として、一専門職、ケアマネジャーという職種をもっと、例えば、今のケアマネの数を把握しているかどうかというところと、いろいろと事業所数に合わせて、高齢者の今後の利用の推測に基づいて、一定のケアマネジャーの数も予測がつくかと思うのですが、それに合わせて、例えば、不足しているような状況であれば、具体的な策を練って、ケアマネジャーの有資格者を増やしていく。その上で、さらにラダーがあって、モチベーション上げて、離職する人も少ない、という体制ができればいいなというふうに思うわけです。長くなりましたが、今の実態の数、ケアマネの数であったり、あとケアマネを高知市で取って、高知市で働こう、みたいな推進運動みたいなものってありますかね。そういったところをもしあるようでしたら、教えていただければ

ればと思うのですが。

(介護保険課 和田課長)

介護保険課の和田でございます。ケアマネの数についてご質問を頂きました。ケアマネさんの数自体についての詳細な数はないのですが、事業所数が 200 程度というふうに把握はしております。

ケアマネジャーさんを増やしていく方策というところですが、実際のところ、今現在それに向けての施策を考えていけているかといえば、まだまだというところです。高知市としても、ケアマネジャーさんに限らず、介護職員さんの確保、離職防止、ということについては、介護カフェという、数年前から取組を行っておりまして、コロナで、オンラインで開催をしておったところ、今回は対面で行おうかという動きにもなっております。また、高知県の方でも、介護人材の確保につきましては力を入れておりまして、新聞広告や記事にも最近たくさん目にするようになっておりますので、そういったところと協力しながら、介護人材の確保、ケアマネジャーさんの確保にも、努めていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

(中本委員)

中本です。どうもありがとうございます。その居宅介護支援事業所の数がおおよそ 200 です。その数自体の変動はあるのでしょうか。あと、居宅の事業所によって、特定事業所の加算取ってる状況によっては、事業所の人数は、何人以上はいるみたいなことは、把握できますか。事業所の数の推移変動といいますか。

(介護保険課 和田課長)

介護保険課の和田です。居宅介護支援事業所の数自体は、あまり変動はないという風に認識しております。

(中本委員)

ありがとうございます。

(基幹型地域包括支援センター 関田副所長)

すみません、基幹型の関田です。介護支援専門員の確保についてですが、高知市というわけじゃないですけども、高知県の高齢者福祉課の方から呼びかけがありまして、一応県下の介護支援専門員の確保に向けた検討会というのが開催される予定になっております。その中でアドバイザーの助言なども得ながら、県下としてどのようにしていくか、各市町村の現状の把握であったりとか、各ケアマネさんへのアンケートの結果の共有であったりと

か、そういう負担軽減の取組をどうしていくか、というような事が検討されるようになっていきますので、市町村もそうですけれども、県においてもこういったことが検討されているといった状況があるのをご報告させていただきます。

(安田会長)

はい。どうぞ。

(福田委員)

老施協の福田と申します。最後の方で、重層的支援体制整備事業の件ですが、先日、県を上げて、地域共生社会についての宣言をされたと思います。それについて、整備事業が令和3年度からってということで、資料がいろいろあるのですが、この内容をもうちょっと、事例を積み上げていくことが今から大切になるということで、先程ご説明いただきましたが、いろんな支援をされて、今後、地域共生社会推進課としてどういう風にされていくのかをもうちょっと、詳しく教えていただけたらと思うのですが、よろしく願いいたします。

(地域共生社会推進課 山下課長補佐)

地域共生社会推進課の山下です。ご質問ありがとうございます。

おっしゃる通り、まだ始まったところですので、今は、事例を積み上げるということを大切に考えておまして、今までですと、個別の支援のケース会議を複数でして、なんとなく解決出来たら、それで一定解決ということをしていましたけれども、今は解決できたケースでも、残った課題をしっかりと残しておいて、その残った課題を積み上げて、また、新たな施策につなげていく、ということをやっているという段階です。今後どういう風にしていくかという、この69ページの概念図があるように、誰もが困ったときに相談できる先があり、適切な支援につながる環境づくりというのを、やっていく続けるのですけれども、その地域共生社会全体の話で言いますと、市長もよく言うんですけれども、すごく息の長い取組が必要な取組になります。住民同士の支え合いとか。行政と民間の役割を協働でやるとか、様々ありますので、息の長い取組を続けていながら、誰もが困ったときに相談ができるという環境を作っていきたいというふうに考えております。ちょっと、答えになっているかどうかあれですけど。以上です。

(安田会長)

これからまた事例を積み上げて、それを整理したものを報告していただけたらと思いますが、このことに関連して、どうですか他の委員の方、ご質問はありますか。

少し前に話題になったケアマネジャーのキャリアアップのことや、確保のこととかでもよろしいですがいかかでしょうか。松木委員。

(松木委員)

松木と申します。よろしく申し上げます。ちょっとお聞きしたいのですが、22 ページのところに調査の内容が出ていまして、一番下の端に連絡が取れない人数が 152 名となっています。対象者の4分の1がいらっしゃるのですが、この連絡は取れるというのは例えば1回、2回訪問しても会えなかったから連絡が取れず、なのか、例えば担当の民生委員に問い合わせるか、町内会長に問い合わせる、あるいは隣人の所に行って聞いてきたりするとか、一部情報が入っての、本日は面会ができなかったから連絡が取れずなのか、26 ページにも会えていない件数を限りなくゼロに近づける努力が必要とありますので、なんらかの努力の結果なのか教えていただきたいと思って、申し上げます。

(基幹型地域包括支援センター 関田副所長)

基幹型の関田です。先程、連絡が取れずの方についてはですね。訪問してもいらっしゃらなくて、複数回訪問してポストとかにですね、この日に訪問しましたとか、連絡お願いしなすって投函しても連絡がいただけないという、ご近所の方でありますのとか民生委員さんの方とかにも聞きあわせて、それでも分からない方について、こういった風になっているところでございます。

(松木委員)

私は秦地区の民生委員をしていますけれども、私どもは後期高齢者の75歳以上の人に対しては、敬老会の時に敬老物品を渡したりとか、敬老会に呼んだりすることがあるために、事前に毎年、秋前に調査をしています。75歳以上の人については大体、担当の民生委員は把握しているはずなんです。例えば「誰それさんはどんな感じですか」と聞かれたら「夕方ぐらいには帰って来ますよ」という情報が分かると思うのですが、そういう努力はしていらっしゃるのですか。

(健康福祉部 川村副部長)

健康福祉部の川村です。貴重なご意見ありがとうございました。理由としては2点程ありまして、まず1つが新たに始めた事業であって、保健と福祉の分野というのがあるというのはご理解いただけと思うんですけど、今回、保健の観点から主に保健師7名で始めた事業でもございましたので、その地域福祉に繋げてそういった情報をキャッチするという観点が、始めた初年度ということもあって、十分でなかったというのが課題となっておりまして、今回可能な限り減らしていくという手段の中で民生委員の力等も当然お借りしていくようになると思いますので、またよろしくお願いたします。

もう1点、やはり7名の保健師で全地域を回ったということもございまして、なかなかこう再三再四継続して訪問するというのもコロナ禍ということもございまして、十分に手が

届かなかったという反省点もございます。以上です。

(松木委員)

分かりました。せっかくの調査ですので、ゼロに限りなく近づけていただければと思います。どうもありがとうございました。

(村岡委員)

市社協の村岡ですが、要望です。関連して。連絡が取れなかったというのは、そのコロナの状況だとか、なかなか体制的に不十分な状況の中でこうした事業をやられておりますので、その辺りについては努力自体については非常に大きく評価をしたいなと思っているんですけど、最初データを見た時に、対象者に対してあんまり支援に繋がっていないというふうなデータがありましたから、費用対効果がどうなのだろうかという印象を受けたのですが、23 ページにありますように非常に深刻なケースというか、そういうケースの把握にも繋がっているということですので、非常に意味のある取組ではないかなという風に思っています。

そういった意味では先程、松木委員の発言がありましたように連絡が取れていない方にもこうした課題を抱えている方がいるかもしれないという状況があると思いますので、出来るだけ今後の取組の中で、そうした連絡の取れないというケースを出来るだけ潰していく、そういう努力をしていただきたいなということでお願いしておきたいと思います。要望でございます。

(安田会長)

その他、このことに関連してご意見、ご要望とかよろしいでしょうか。

ちょっと私の方から確認ですが、ここで話題になっている健康状態不明者の全数訪問というのは今後も続く事業ですか。時限じゃなくてずっと続くんですね。

これは支援の一つとして、今日ご紹介があった重層的支援の中でできたほおっちょけん相談窓口ですか、そういう窓口なんかも使える場合があると思うのですがけれども、まだそれぞれが始まったばかりで双方の連携というのはこれからの課題だと思うのですがけれども、支援につながる、支援が必要な方の情報をそういう窓口で市が伝えていいのかどうかという問題もあると思うのですがけれども、それぞれの担当の中で支援先を探すだけではなくて、やはり横断的に、市の持っている全ての支援の機能を、どこか司令塔のようによく繋いで、支援の内容には健康問題に限らないものが沢山あると思いますので、色々な支援を市の様々な部署が横に連携して、適切に提供をできるように、またいいものしていただければと思いますので。コメントです。

もう1つ、ちょっと質問したいのが総合事業のB類型のご質問のところ、事業所に対す

る支援についてお話があったのですけれど、これは利用される方は、日常生活支援総合事業の中の枠ですから、一定の利用料を払われていると思うのですけれど、利用料は事業者ごとに決めているのですか。市が基準のようなものを決めているのですか。利用される方の利用料はどうなっているのですかね。

(基幹型地域包括支援センター 関田副所長)

基幹型の関田です。利用料につきましては、市の方で特に1割とか、そういった形で設定はしておりませんで、各事業所で、活動の上で必要なものを、たとえば、こんな活動するのであれば、一人当たりいくらというような形で取っていただく形になっておりますので、特に一律で、市がたとえば徴収するといったような利用料の設定はございませんが、各活動内容によって設定されるというような形で運営をしていただいております。

(安田会長)

わかりました、ありがとうございます。委員の方いかがでしょうか。藤田委員ですね。

(藤田委員)

公募の藤田と申します。近所で転倒とか何かあった時に、見つけたんですけど、近所の人同士で連絡先が分からないということで、たまたま私元ケアマネなので、「ここに電話せんといかん」というのが分かって連絡もしたんですが、69 ページにもあるように困った時に相談できる先といったときに、80代、90代の独居の人が何番に連絡したらいいのですかね。ここへ連絡したらいいよっていうアドバイスをしたいんですけど。

(基幹型地域包括支援センター 石塚所長)

基幹型地域包括の石塚です。基本的に、65歳以上になられている方っていうことが、明らかにわかっている場合であれば、各地域に地域包括支援センターっていうのを配置しておりますので、そちら、全ての総合相談の窓口になっておりますので、そちらに確認していただいたら、例えば、何かサービス使っている方とか、場合もありますけれども、そんなのも把握することができますので、各地域包括の方にご連絡いただけたらと思います。

(藤田委員)

なかなか、地域包括とか、基幹型とか、かじっているとわかるんですが、高齢の方が本当に困っているときに、連絡する術がちょっと理解できていないような気がします。何か事件の時は110番みたいに、皆が知っているような番号がわかればいいのですが……。となりのおじさんが、ひとりで生活するのは危ないとか、こうしたらいいと思うけどとか、近所の人情報ですよ。そういうのが伝えられる場っていうのが、基幹型って言われても、80、90代の在宅の人が理解しがたい部分があるんですけど。

(健康福祉部 川村副部長)

健康福祉部の川村です。確かに、私も地域包括支援センター、基幹型地域包括支援センターとか、なかなか、90代の方がここへ電話したらいいっていうのは、なかなか、分かりにくいと思うので、第一義的にはですね、822-8111番、高知市役所の大代表に一回かけていただいたら、そのサービスの窓口につながりますので、その代表の番号を知らないといわれると、辛いものあるんですけども、まずは、市役所、どこでも構いませんので、一旦、ご連絡をいただけたら、そこから適切に繋ぐような仕組みを、今、包括的相談支援員っていうのを各窓口部門に置いて横連携してやっていますので、各相談窓口を取りまとめた、こういった介護保険利用の手引きとかもわかりやすく、ご好評をいただいておりますので、介護認定ない方でもお渡ししております。もし、ご近所でご必要でしたら、各センターに来ていただければ、お渡しできますので、またよろしく願いいたします。

(安田会長)

よろしいですか。何かご要望があれば。

(藤田委員)

実際、困っている人は、困っていると思います。極力市役所の方にかけてらいいよっていうことで伝えるようにします。

(安田会長)

宮本委員どうぞ。

(宮本委員)

理学療法士協会、宮本です。先程、どこへ連絡したらいいかという、今回もほおつちよけん相談窓口の設置ということで、新たな窓口も出てきて、薬剤師会の協力あってということなのだろうと思います。いいことだと思うのですが、先程の話じゃないですけど、この窓口へ繋いだらいいのか、包括支援センターに繋いだらいいのか、民生委員さんの所へ繋いだらいいのか。多分どこへつないでもいいんだと思うんですけども、私が危惧するのは、繋いだ先がこの資料の中にも、いろんなところから繋ぐという言葉が出てくるんですけど、『繋ぐ』の意味は、連絡先を紹介するという意味で、言葉悪いかもしれませんが、たらいまわしのような形で、どこかで途切れちゃう。本人さんがくじける、という話、結構あるだろうと。だから、窓口の最初に受けた方々が、どこまでも自分で処理をしてくれるという体制が必要なのだろうと。誰かに渡しました、繋がりましたっていう話で行くと、必ずたどり着けない高齢者の方もたくさんいるだろう。私もわからないですから、民生委員さんのところへ連絡しなさいといっても、私も個人的に自分の地域の民生委員さんは知らないです、残念な

がら。そこへ、私のところでわからんから地区の民生委員さんへ行ってくださいと言われても、私自身も困るし、というところがあります。そういった繋ぐという言葉の姿、ぜひ、皆さんの役に立てるような形で、共有してもらえたらと思います。

それと、71 ページのほおっちょけん相談窓口の、電球が切れてよう替えんからと言って、本当に替えてくれるんですか。私、離れた親のところに、電球も変えに行きますし、仕事を休んで病院へも連れていかないといけないけども、本当にこれやってくれるのかなど。やれないものは書かない方が。

(地域共生社会推進課 山下課長補佐)

地域共生社会推進課の山下ですけれども、そういった課題を地域の皆様と共有させていただいて、地域によっては、生活支援ボランティアという形で、住民のボランティア活動というのが盛んになって、実際に住民の方にお繋ぎして電球の交換をしていただいた事例とかありますし、また一定費用は掛かりますけれども、シルバー人材センターのお力をお借りしたりとか、っていうところにお繋ぎしたりすることもございますし、何らかの形で、解決していくという風に取り組んでいます。

(宮本委員)

それは例えば、ほおっちょけん窓口へ行ったら、そこが手配をしてくれるという解釈でいいんですか。市役所へお話ししてくださいという話ではなくて。

(地域共生社会推進課 山下補佐)

そうですね。ほおっちょけん相談窓口に相談いただいたら、70 ページに書いてありますけれども、ほおっちょけん相談窓口では解決できないし、専門機関に繋ぎ先っていうのもない、という相談だと思いますので、③のところ、一旦ほおっちょけん相談窓口から、高知市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターに繋がれます。そこで、地域福祉コーディネーターがワンストップで対応するという風なスキームになっているというところです。

(宮本委員)

本人さんは、ほおっちょけん窓口に言うたら、それで大体解決できると。

(地域共生社会推進課 山下補佐)

本人がほおっちょけん相談窓口で相談いただいたら、ほおっちょけん相談窓口から、市社協に繋がれて本人と市社協が連絡を取りながら、解決に向けて動くというスキームです。

(宮本委員)

はい。わかりました。大体ここに書いているような相談事例のようなものは、いけるんで

すか。結構すごいことだなっていう。

(地域共生社会推進課 山下課長補佐)

そうですね。すべてが全て、きれいに解決できるかというところではないですけども、解決できるような地域づくりにもつなげたいという事例です。

(宮本委員)

私、自分の実家の裏にある公民館、集会所を年に何回か草刈りやるんですけど、もう共助だと自助共助でやってると、近所の方がコーヒーを持って来てくれるんですけど、なかなかこれ役所に言うても半年待ち、来たらろうという話でやるんですけど、大変心強い限りだとは思いますが、やれる範囲は我々でやりながら、やれない方にはぜひ紹介して、広げていかないといけないかなと。ぜひ、実りあるものにしていただきたい。よろしくお願いします。

(安田会長)

藤原委員，どうぞ。

(藤原委員)

シルバー人材センター事務局長，藤原と言います。71 ページの下のところにある内容，シルバーならば大体できますね。今，ワンコインサービスとかで，電球切れたりとかいうのは500円。草が伸びちゅうとかいうのは，ちょっとの庭やったら4，5千円ぐらいで，大体シルバーが請け負ってます。そのほおっちょけん窓口と言いますか社協との連携で，社協の方がシルバーの人を紹介してくれたりとかいうようなことで，たくさんシルバーの方に，まだつながっていない部分もあるかと思いますが，地域でお困りの方があれば，シルバー人材センターに電話していただければ，大体のところは，この離乳食のところなども，子育て支援もあるので。ここの中で，言っていただければ。すぐ出来るとか，明日してくれとかいうようなことはできないかもしれませんが，少し余裕をもって，ご連絡があればシルバーも対応は可能だという風に思っています。何かの時にぜひよろしくお願いいたします。以上です。

(村岡委員)

社協の話も出ましたので，少し説明をさせていただきますが，市社協の村岡と申します。基本的に先程，山下補佐の方から説明がありましたように，ほおっちょけん相談窓口の相談ごとで解決する先がない相談については市社協の方で一旦お受けをするということになっています。ただし，100%解決ができるかというところ，現実的にはなかなかそうはならない。また，いろんな課題を抱えておられる方がいますから，一つの対応だけで問題が解決することにはならない方もいるんですけど，先程ありましたように，簡単な相談ごとですね。今

までだったら、そういう相談、困りごとを抱えていても、市役所に相談しても、ここは担当ではありません、そんな対応はできませんということでお断りをされて、現実的には、生活の中で大変な困りごととして抱えておられる方の問題を地域の皆さんの支えの中で解決していく。そういうことが重要ではないかということで、相談を受けた仕組みとして、74 ページの方にありますけど、説明ありましたけど、地域づくりに向けた支援ということで、各地域ごとに住民の皆さんだとか、各地域の事業所の方だとか、いろんな方々が集まって、そういう課題を解決していくために必要な地域づくりだとか、課題解決を図るネットワークっていうのを今作っています。これを、ほおつちよけん相談窓口が全市展開されたのに合わせて、他の地域にも広げていこうということで、左側の事例にありますように、取組の展開に向けて準備をしているところだとか、令和5年度以降に取組に向けて、協議、検討しているところという風に、これをさらに、広げていくっていうことを考えていますので、そうした課題解決が、先程のシルバー人材センターさんなんかとの連携によって、金銭的に低額で、500円程度で解決するケースもあれば、お金に余裕がある方はしっかりと負担していただいて、解決をしていく。そんな仕組みを作っていきたいと考えています。シルバーさんだけではないしに、例えば、私の地元のガス屋さんなんかでも、ワンコインサービスをやっているような民間事業所もありますので、それぞれの地域で、そういう社会資源を活用しながら、解決が図られる仕組みというのを市の方とも連携して取り組んでいるところです。

(安田会長)

情報提供いろいろ頂きました。時間が8時半を過ぎましたので、この場で発言しておきたいとかいうことがある人がいらっしゃればご発言いただきたいですけど、よろしいでしょうか。

はい、それでは、今日は、大変分厚い資料で多岐にわたる内容について活発にご意見頂きました。ありがとうございました。それでは事務局の方で、次回の会に向けて整理をさせていただけたらと思いますが、後は事務局からの連絡になりますので、事務局へマイクを返します。

(高齢者支援課 野村課長)

委員の皆様、本日は活発なご協議をありがとうございました。次回の開催は、令和5年3月を予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和4年度第1回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会を閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたり活発なご審議をいただきありがとうございました。